第二十九条の二第一項中「第六十条」を「第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第六十条第一項」に、「あっては」を「あっては」に、「市町村特例割合」を「第一市町村特例割合」に改め、「得た割合」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合」を加え、同条第二項中「要支援被保険者按分率」を「要支援被保険者按分率（あん）」に、「第二十二条の二第二項第三号」を「第二十二条の二の二第二項第三号」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「六月」を「七月」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「すべて」を「全て」に、「六月」を「七月」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であって、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあっては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一　当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二　当該介護予防サービス等があった月の属する年の前年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乗じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乗じて得た額の合計額

6　前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあった月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合には、適用しない。

第二十九条の二を第二十九条の二の二とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十九条の二　法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

2　法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合

二　予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日の属する年度（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三　予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあった日において被保護者である場合

第二十九条の三第三項中「前条第十項」を「前条第十二項」に改める。

第三十三条中「（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、「（法第六十九条第一項）」を「（同項）」に改める。

第三十五条の二第十六号中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

第三十五条の五中「及び第百十五条の二十九第九号」を「、第百十五条の二十九第九号及び第百十五条の四十五の九第六号」に改める。

第三十七条第一項第四号及び第五号中「規定（」の下に「同法」を加え、同項第七号中「法律の規定（」の下に「同法」を、「）の規定（」の下に「同令」を加え、同項第十一号から第十四号までの規定並びに同項第二十二号及び第二十三号中「規定（」の下に「同法」を加え、同項第三十二号中「規定（」の下に「同令」を加え、同条第二項の表建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の項を削る。

第三十七条の十三第一項中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、「第百二十二条の二第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改め、同条第二項中「、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし」を削り、同条第三項第一号中「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同項第二号中「市町村であって、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、）」を「市町村（」に、「介護予防等事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改める。

第三十七条の十四の表以外の部分及び同表第六十九条の十四第三項の項中「第百十五条の四十六第八項」を「第百十五条の四十六第十一項」に改める。

第五章中第三十七条の十五の次に次の一条を加える。

（住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金）

第三十七条の十六　法第百二十四条の三の規定による負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）が入所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）の所在する施設所在市町村（法第十三条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。）に対して、厚生労働省令で定めるところにより、各年度、負担するものとする。

2　法第百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。

一　法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

二　法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。）に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第三条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「同項に規定する介護予防等事業（以下「介護予防等事業」という。）」を「法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第百二